

日本遺産連盟 令和3年度総会



日時:令和3年 11 月 13 日(土)17:30～

場所:石川県こまつ芸術劇場うらら 大ホール

日本遺産連盟 令和3年度総会 次第

日 時：令和3年11月13日(土)17:30～

場 所：石川県こまつ芸術劇場うらら大ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1)決議事項

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度決算報告について

第3号議案 令和3年度補正予算(案)について

第4号議案 令和4年度役員(案)について

第5号議案 令和4年度事業計画(案)について

第6号議案 令和4年度収支予算(案)について

(2)報告事項

①規約改正について

②令和3年度事業の進捗状況について

(3)その他

令和2年度 事業報告

1 日本遺産フェスティバル in 今治 の開催

期 日 令和2年10月10日（土）、11日（日）

会 場 テクSPORT今治、フジグラン今治

開催概要 PRブース（68 団体）、日本遺産シンポジウム、日本遺産公開講座、日本海賊会議、日本遺産スイーツ発表、村上海賊PR絵画展、エクスカーション、グルメコートなど

来場者数 6,587 人

2 総会・懇親会の開催

期 日 令和2年10月10日（土）

会 場 今治国際ホテル

参加状況 全 104 団体中、55 団体出席、委任状 42 団体提出

3 幹事会の開催

・第1回幹事会

令和2年6月 書面開催

・第2回幹事会

令和3年1月29日（金） オンラインZoom開催

4 その他活動

・令和2年6月19日（金）

日本遺産推進議員連盟に要望書を提出

・令和2年9月15日（火）

日本遺産推進議員連盟に日本遺産フェスティバル in 今治開催協力要請

・令和2年9月16日（水）

宮田亮平文化庁長官への要望

・令和3年2月12日（金）

第3回「日本遺産推進フォーラム」（自民党政務調査会）オンライン参加

・令和3年2月13日（土）

「日本遺産の日」シンポジウム（文化庁）オンライン参加

令和2年度 決算報告書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(収入)

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差異	備 考
負担金	2,080,000	2,080,000	0	104団体×20,000円 (㉓18団体+㉔19団体+㉕17団体 ㉖13団体+㉗16団体+㉘21団体=104団体)
前年度繰越金	464,065	464,065	0	前年度からの繰越金
受取利子	0	9	9	
合計	2,544,065	2,544,074	9	

(支出)

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	差異	備 考
旅費	240,000	0	△ 240,000	
会議費				
会議費	180,000	500,840	320,840	総会会場使用料他
役務費	20,000	29,630	9,630	郵送料他
開催費				
役務費	30,000	26,180	△ 3,820	振込手数料他
コロナ対策費	500,000	291,620	△ 208,380	消毒液他
広報費	1,470,000	1,240,800	△ 229,200	紙面広告費、放映業務他
予備費	104,074	0	△ 104,074	受取利子分9円含む
小計	2,544,074	2,089,070	△ 455,004	
次年度繰越金	0	455,004	455,004	
合計	2,544,074	2,544,074		

収入合計2,544,074円 と 支出小計2,089,070円 の 差額455,004円 を次年度に繰り越す。

令和2年度会計監査報告について

日本遺産連盟規約第5条第3項の規定に基づき、令和2年度決算書並びに関係諸帳簿及び証拠書類等について、監査した結果、適正であることを認めます。

令和3年3月31日

日本遺産連盟 監事

四国遍路日本遺産協議会

会長 上田 輝明



令和3年度 収支補正予算(案)

(収入)

(単位:円)

項 目	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
負担金	2,080,000	0	2,080,000	104団体 × 20,000円
前年度繰越金	0	455,004	455,004	前年度からの繰越金
合 計	2,080,000	455,004	2,535,004	

(支出)

(単位:円)

項 目	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
旅費	240,000	60,000	300,000	要望、PR活動(文化庁等)
会議費	160,000	10,000	170,000	会場、郵便料、振込手数料等
サミット開催費	1,680,000	335,000	2,015,000	会場、装飾、設備、PR活動等
予備費	0	50,004	50,004	
合 計	2,080,000	455,004	2,535,004	

日本遺産連盟令和4年度役員（案）

会 長	関門海峡日本遺産協議会
副 会 長	日本遺産「桑都物語」推進協議会
監 事	（一社）こまつ観光物産ネットワーク

令和4年度事業計画（案）

1 「日本遺産フェスティバル in 関門（仮）」の開催

メイン会場は下関市、サテライト会場は北九州市とし、海峡兩岸に点在する構成文化財群（下関市、北九州市門司区、若松区）を結び関門海峡全域から日本遺産を発信するイベントを開催する。

開催場所：海峡メッセ下関（メイン会場）ほか

下関市豊前田町3丁目3-1

開催日：令和4年10月29日（土）～30日（日）

内容：文化庁、幹事団体との調整が出来次第、加盟団体へ連絡いたします。

2 総会の開催

「日本遺産フェスティバル in 関門（仮）」と併催予定

3 幹事会の開催

第1回幹事会：5月頃（福岡県北九州市/山口県下関市）

第2回幹事会：令和5年2月頃（令和5年度開催地）

4 その他事業（上記以外に日本遺産連盟で実施すべき事業）

- ・日本遺産連盟の役割についての協議
- ・文化庁等への要望について

令和4年度収支予算（案）

（単位：円）

	当初予算	
収入	負担金 2,080,000	@20,000 円 × 104 団体 ㊴認定 18 団体 ㊵認定 19 団体 ㊶認定 17 団体 ㊷認定 13 団体 ①認定 16 団体 ②認定 21 団体 計 104 団体
計	2,080,000	

（単位：円）

	当初予算	
支出	要望活動費 280,000 総会開催費 110,000 日本遺産フェスティバル in 関門（仮） 開催費 1,690,000	・ 要望活動旅費（文化庁等） ・ 会場借上費、看板、資料等（総会） ・ 会場装飾、設備費等 ・ 広報活動費
計	2,080,000	

令和3年10月1日

日本遺産連盟加盟団体各位

日本遺産連盟会長
小松市長 宮橋 勝栄

日本遺産連盟規約改正に係る書面表決の議決結果について

秋分の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年9月10日から9月24日に実施した標記表決書を集計した結果、下記のとおりとなります。

よって日本遺産連盟規則第7条第4項に基づき出席正会員（回答者）の過半数をもって承認されましたので報告いたします。

記

1. 日本遺産連盟書面議決結果

	内 容	賛成	反対
議案第1号	日本遺産連盟規約の改正について	76	0

【事務局】

小松市にぎわい交流部文化振興課・観光交流課

担当：橋本、川畑、橋本、中澤、清水

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

電話：0761-24-8130 FAX：0761-23-6404

日本遺産連盟規約

令和3年10月1日議決

(名称)

第1条 この団体の名称は、「日本遺産連盟」（以下「連盟」という。）とする。

(所在地)

第2条 この団体の所在地は、事務局の所在地と同一である。

(設置目的)

第3条 連盟は、第5条に規定する団体（以下「会員団体」という。）が関係省庁と連携し、日本全国に点在するストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信することによる地域及び日本のブランド力の向上を目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本遺産サミットの開催
- (2) 「日本遺産の日」の普及啓発活動
- (3) その他日本遺産に関する情報発信及び普及啓発活動
- (4) 会員団体間の情報交換
- (5) 会員団体に根付く伝承及び風習の継承
- (6) 国内外からの観光客誘致、地場産業の振興、特産品の消費拡大
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連盟の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 連盟は、次の各号に掲げる団体をもって組織する。

- (1) 正会員（日本遺産の認定を受けたストーリーを代表する団体をいう。日本遺産の構成文化財所在地の地方公共団体を含む。）
- (2) 準会員（日本遺産の認定候補地の団体をいう。）
- (3) 賛助会員（連盟の趣旨に賛同する団体をいう。）

(役員)

第6条 連盟に役員として、会長1名、副会長及び監事若干名を置き、次の第1号から第3号の事業を実施する。

- (1) 日本遺産サミット開催候補地の選定
- (2) 国会議員及び関係省庁への要望活動
- (3) 総会・幹事会の運営

- 2 会長は、開催年度の日本遺産サミット開催地における正会員が選任した者とする。
- 3 副会長は、次年度以降の日本遺産サミット開催候補地における正会員が選任した者とする。
- 4 監事は、前年度の日本遺産サミット開催地における正会員が選任した者とする。
- 5 役員の就任は、連盟総会の承認を得るものとする。
- 6 役員の任期は、各1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、再任されることができる。

(職務)

第7条 会長は、連盟の会務を総理し、連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、連盟の会計監査を行い、その結果を総会において報告する。

(顧問)

第8条 連盟は、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、連盟の目的達成のため必要な事項について、連盟に対し助言することができる。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 本規約の制定改廃
 - (2) 連盟の予算及び決算
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、連盟が運営上必要と認める事項
- 4 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、正会員以外の会員も傍聴することができる。
- 6 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 7 前項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、緊急の必要がある場合には、正会員に対し、書面をもって賛否を求め、総会の議決にかえることができる。

(負担金)

第10条 連盟は、毎年度、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担金として徴収する。

- (1) 正会員 20,000円
 - (2) 賛助会員 1口10,000円
- 2 前項に定めるもののほか、連盟は、第4条に規定する事業のうち、特に必要と認める事業に要

する経費に充てるため、事業への参画を希望する会員から臨時に負担金を徴収することができる。

3 正会員は、負担金を当該年度の8月31日までに支払う事とする。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項に規定する会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の終わりに属する年の4月1日から5月31日までとする。

(庶務)

第12条 連盟の庶務は、会長の所属する団体事務局において処理する。

2 会計事務は、特に定めのない限り、会長の所属する団体の規定を準用する。

(幹事会)

第13条 第4条に規定する目的を達成するため連盟に幹事会を置き、次の第1号から第3号の事業を実施する。

(1) ブロック内の連絡調整

(2) 幹事会への参加

(3) その他、連盟の運営を補佐する事業

2 幹事は、10名以内とし、全国を別表1に掲げる北海道・東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄の6ブロックに分け、各ブロックの正会員の中から1～2団体を選出する。

3 幹事の任期は、2年とし、各ブロックの選出に基づき会長が承認する。幹事から役員となる場合は、役員の任期とする。

4 ブロックを跨ぐ広域シリアル型認定団体が幹事に選出された場合は、当該協議会内における事務局の異動にかかわらず、前項に規定する任期を同一の自治体が務めるものとする。

5 幹事は、再任されることができる。

6 幹事会は、役員と幹事により構成され、組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

(幹事の任期に関する経過措置)

本規約第6条の規定に伴う役員の任期及び、第13条の規定に伴う幹事の任期の起算は令和4年4月1日からとする。

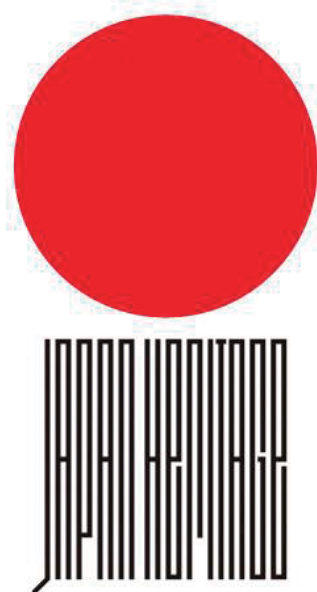
別表 1（第13条第2項関係） ブロック分けの構成

北海道・東北ブロック	北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東ブロック	群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
中部ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・長野県 ・山梨県・静岡県
関西ブロック	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・三重県・奈良県・和歌山県
中国・四国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県 ・徳島県・高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県 ・沖縄県

日本遺産連盟 令和3年度事業の進捗状況

- 1 日本遺産サミット in 小松の開催
期日：令和3年11月13日（土）、14日（日）
会場：石川県こまつ芸術劇場うらら、サイエンスヒルズこまつ
こまつの杜わくわくコマツ未来館 ほか
- 2 総会の開催
日本遺産サミット in 小松と併せて開催
- 3 幹事会の開催
第1回幹事会：令和3年5月 zoom 会議
第2回幹事会：令和3年6月 zoom 会議
第3回幹事会：令和4年2月（北九州市/下関市のいずれか）
※新型コロナウイルス感染状況によっては Zoom 会議
- 4 その他事業
 - ・日本遺産推進議員連盟への要望書提出（令和3年7月27日）
 - ・令和6年度以降日本遺産サミット開催意向調査
（令和3年8月27日～9月10日照会、令和3年11月13日調整
会議開催）
 - ・書面決議による日本遺産連盟規約の改正（令和3年10月1日付）

要 望 書



令和 3 年 7 月

日本遺産連盟

日本遺産認定自治体からの要望

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定したものであり、ストーリーを語る上で欠かせない魅力ある有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へ積極的かつ戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

日本遺産が創設されてから6年目を迎え、認定されたストーリーは104件となり、47都道府県全てに存在しています。認定団体は、文化庁のご支援を受け、それぞれの地域の強みを活かし、新たな付加価値を生み出すとともに、情報発信や人材育成、普及啓発、環境整備などを進め、地域の活性化に取り組んでおります。

しかし、依然として日本遺産自体の認知度は必ずしも高いとはいえません。新型コロナウイルス感染症の影響により国内外への発信が停滞している今だからこそ、これまで以上に日本遺産の「ブランド力」を高める取り組みが不可欠です。また、その推進には、観光振興だけでなく、地域住民が主体的に参画し、日本遺産による「シビックプライド」醸成など「地域の宝」として取り組む仕組みづくりが必要です。各認定地域において、観光振興と文化振興の両輪で、地域の活性化につなげていく取り組みを継続的に行うことが重要です。

アフターコロナを見据え、日本遺産の魅力を発信するとともに、ブランド力を高めるための課題を解決し、今後も、国と認定地域が一体となって取り組みを進めていくためには、国における日本遺産の取り組みの更なる推進・強化が欠かせないことから、国において以下の事項を実現していただくよう要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症により、活動が制限されている日本全体の社会経済を早急に回復させるため、「日本遺産」を核とした文化振興や観光振興を継続して推進し、各地域の活力を呼び戻すための施策を講じること。
2. 日本遺産の全体の底上げ・ブランド力強化のため、制度の見直しが図られたが、新しい制度が真に地域の活性化につながるよう、取組状況に応じたフォローアップの推進、優良事例の横展開など、日本遺産が地域ブランドとして定着するための持続可能な取組みとなるような運用とすること。
3. 日本遺産の有効活用のため、観光庁をはじめ他省庁と連携し、2025年の大阪・関西万博開催など将来を見据え、訪日外国人への普及啓発を図り、地域住民が日本遺産の価値を認識し、誇りをもって発信していくため、中央と地方が連携し、国内外に向けた戦略的な広報や継続的なプロモーション活動などの施策を強化すること。

4. 既存の補助制度の運用改善や拡充を図るとともに、日本遺産を軸とした地方創生に資する幅広い取り組みへの財政支援を充実・強化すること。
5. 各認定団体が相互に交流し、先進的・継続的な取り組みに学び、日本遺産の相対的な活動発展ができるよう、「日本遺産の日」や「日本遺産サミット」等の機会を国が主体的に活用及び支援し、地域の活性化をより深化させること。

令和3年 7月27日